

奈良県告示第二百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、平成二十七年九月三十日本郷土地改良区の解散を認可した。

平成二十七年十月十三日

奈良県知事 荒井正吾